



# 島根県報

令和4年6月17日（金）

第 320 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

産業廃棄物処理施設の設置許可申請書等の縦覧	(廃棄物対策課)	2
保安林の指定	(森林整備課)	2
保安林の指定の解除	(       "       )	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	(       "       )	3
建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定の一部改正	(建築住宅課)	4

### 【公 告】

公共測量の実施	(技術管理課)	4
島根県・松江市屋外広告物講習会の開催	(都市計画課)	4

### 【特定調達公告】

警察車両メンテナンス業務委託に係る一般競争入札の実施	(警察本部)	5
----------------------------	--------	---

**告 示****島根県告示第463号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同条第4項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

令和4年6月17日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 申請者**

島根県産業廃棄物環境事業協同組合 代表理事 福代 明正

松江市東朝日町112番地

**2 産業廃棄物処理施設の設置の場所**

江津市嘉久志町1940番外29筆

**3 産業廃棄物処理施設の種類**

産業廃棄物の最終処分場（安定型）

**4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類**

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管及び廃石膏ボードを除く。）、ゴムくず、鉋さい（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条第1項第3号イ(6)により指定された産業廃棄物に限る。）及びがれき類（以上6品目については、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

**5 申請年月日**

令和4年1月20日

**6 縦覧場所**

島根県浜田市片庭町254 島根県浜田保健所

**7 縦覧期間及び縦覧時間**

(1) 縦覧期間 令和4年6月17日から同年7月19日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 縦覧時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

**8 意見書の提出等****(1) 意見書の記載内容等**

意見書の形式及び媒体は問わないが、生活環境の保全上の見地からの意見、氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること。

**(2) 意見書の提出期限**

令和4年8月2日

**(3) 意見書の提出先**

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県環境生活部廃棄物対策課施設整備グループ

**島根県告示第464号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をしますので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年6月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所  
松江市美保関町福浦1046、1048
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第465号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除しますので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年6月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
浜田市金城町小国イ864-1・イ864-18（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、イ864-16、イ864-36
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第466号

令和4年島根県告示第337号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年6月17日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
浜田市内村417	新森 巖

**島根県告示第467号**

令和4年島根県告示第338号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年6月17日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市瀬戸ヶ島町2225、2747-1	安野産業株式会社
浜田市田橋町758	稲垣春亀

**島根県告示第468号**

建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定（平成19年島根県告示第447号）の一部を次のように改正し、令和4年6月17日から施行する。

令和4年6月17日

島根県知事 丸 山 達 也

第2号中「令和4年6月19日」を「令和7年6月19日」に改める。

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年6月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和4年6月1日から令和5年3月17日まで
- 3 作業地域  
松江市西谷町地内

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）第19条の規定により島根県・松江市屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、島根県屋外広告物条例施行規則（昭和49年島根県規則第39号）第12条第1項の規定により公告する。

令和4年6月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 講習会の目的

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする。

2 主催

島根県及び松江市

3 期日及び場所

期日 令和4年8月31日（水）及び同年9月1日（木）

場所 松江市白潟本町43番地

松江市市民活動センター（スティック） 5階 交流ホール

4 受講申込受付期間

令和4年7月1日（金）から同年8月5日（金）まで

5 受講申込先

島根県土木部都市計画課、隠岐支庁県土整備局又は各県土整備事務所若しくは各事業所

6 受講申込用紙の請求先

島根県土木部都市計画課

7 受講手数料

4,010円（島根県収入証紙をもって納付のこと。）

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年6月17日

島根県警察本部長 池 田 宏

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

警察車両メンテナンス業務委託 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 委託期間

令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額（自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税を除く。）の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から当該金額（自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税を除く。）の消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下

「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。

- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県税を滞納していない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。
- (9) 提出書類の提出期限までに、同様の車両メンテナンス業務を受注した実績を有する者であること。

#### 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課装備第二係

電話 0852-26-0110 内線 2247

#### 5 入札説明書の交付等

##### (1) 入札説明書の交付方法

###### ア 交付期間

本公告の日から令和4年7月22日(金)までの間(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

###### イ 交付場所

4の場所

###### ウ その他

交付した入札説明書は、入札説明書に示す提出書類の提出期限までに返却すること。

##### (2) 入札説明会

行わない。

#### 6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和4年7月25日(月)正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

#### 7 入札期間、開札日時等

##### (1) 入札の日時、場所等

###### ア 日時

令和4年8月3日(水)午後2時まで

###### イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第二小会議室

ウ 郵便(書留等配達記録が残るものに限る。)による入札については、令和4年8月3日(水)正午までに到着していること。

##### (2) 開札の日時及び場所

## ア 日時

令和4年8月3日（水）午後2時

## イ 場所

7の(1)のイの場所

## 8 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額（入札予定金額に当該金額（自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税を除く。）の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額）の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。  
なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

## (1) Nature and quantity of the services to be required : Police vehicle maintenance 1 set

## (2) Time limit for tender : 2 : 00 p.m. August 3, 2022

(Bids by post must be received by noon on August 3, 2022)

## (3) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8510 Japan

TEL : 0852-26-0110 (ext. 2247)